

ゆるぎない信頼を得られるよう、健全経営を心掛けています。



リスク管理債権の状況

金融機関は、取引先への貸出(融資)を基本業務として行います。その貸出金の返済や利払いが、取引先の事情によって滞ったり回収できなくなる場合があります。そうした「破綻先債権」や「延滞債権」等は、金融機関が決算処理を行う際には、リスク管理債権として取り扱い、税法及び企業会計基準に基づき適正な決算処理を行うことになっています。

◎当金庫の、平成20年3月期のリスク管理債権は、111億15百万円です。

◎このうち、個別貸倒引当金を必要とする破綻先債権は3億7百万円です。うち不動産・預金担保、保証協会等の保証で保全されている額は1億71百万円です。残りの1億36百万円については、全額個別貸倒引当処理をしています。

◎延滞債権は100億78百万円です。うち不動産・預金担保、保証協会等の保証で保全されている額は66億58百万円です。残る34億20百万円に対する貸倒引当金

は、公認会計士協会の「貸倒引当金に関する実務指針」に基づいて算出した引当限度いっぱいの24億30百万円の貸倒引当処理をしています。

◎3カ月以上延滞債権72百万円、貸出条件緩和債権6億55百万円の合計7億28百万円に対する貸倒引当金は、公認会計士協会の「貸倒引当金に関する実務指針」に基づいて算出した引当限度いっぱいの貸倒引当処理をしています。(一般貸倒引当金)

◎平成20年3月期の純資産の部合計は、333億82百万円(評価差額金等含む)となっています。

◎上記のとおり、リスク管理債権の未保全部分は公認会計士協会の「貸倒引当金に関する実務指針」に基づき、限度額いっぱい十分な引当をしており、資産内容も健全であります。引き続きこの健全性を維持するため努力してまいります。

■リスク管理債権の引当・保全状況 (単位:百万円,%)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	平成18年度	576	366	100.00
	平成19年度	307	136	100.00
延滞債権	平成18年度	9,609	2,062	92.03
	平成19年度	10,078	2,430	90.17
3カ月以上延滞債権	平成18年度	36	3	99.84
	平成19年度	72	7	96.07
貸出条件緩和債権	平成18年度	744	69	44.29
	平成19年度	655	70	34.00
合計	平成18年度	10,966	2,501	89.23
	平成19年度	11,115	2,644	87.16

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込み額には、決済確実な割引手形等を含めています。

(注記)

- 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
  - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
  - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
  - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- 2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 3.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ること
- 5.「担保・保証等による回収見込み額」を受けた債務者

を目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見

込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 (単位:百万円,%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a-c)	引当率(d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	平成18年度	11,691	10,475	7,700	2,775	89.61	69.55
	平成19年度	11,717	10,290	7,395	2,895	87.83	67.00
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成18年度	4,257	4,257	2,558	1,698	100.00	100.00
	平成19年度	3,970	3,970	2,143	1,826	100.00	100.00
危険債権	平成18年度	6,653	5,852	4,848	1,004	88.00	55.64
	平成19年度	7,018	6,027	5,036	990	85.89	50.00
要管理債権	平成18年度	780	366	293	72	46.89	14.93
	平成19年度	728	292	214	77	40.17	15.17
正常債権	平成18年度	218,959	—	—	—	—	—
	平成19年度	218,982	—	—	—	—	—
合計	平成18年度	230,650	—	—	—	—	—
	平成19年度	230,699	—	—	—	—	—

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込み額には決済確実な割引手形等を含めています。当金庫が引受けている保証付私募債の200百万円は、正常債権に含めています。

(注記)

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

